

令和8年度盛岡市道路占用料

占用物件		改定占用料(円) R8.4.1~	改定前占用料(円) ~R8.3.31	単位	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	670	570	本/年	
	第2種電柱	1,000	870	本/年	
	第3種電柱	1,400	1,200	本/年	
	第1種電話柱	600	510	本/年	
	第2種電話柱	960	810	本/年	
	第3種電話柱	1,300	1,100	本/年	
	その他の柱類	60	51	本/年	
	共架電線その他上空に設ける線類	6	5	m/年	
	地下に設ける電線その他の線類	4	3	m/年	
	路上に設ける変圧器	590	490	個/年	
	地下に設ける変圧器	360	300	m ³ /年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1,200	1,000	個/年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	500	420	個/年	
	広告塔	1,900	1,800	m ³ /年	
	その他のもの	1,200	1,000	m ³ /年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件 (地下占用NTT・電力・ガス・上下水道の地下管路)	外径が0.07m未満のもの	25	21	m/年	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	36	30	m/年	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	54	45	m/年	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	72	61	m/年	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	110	91	m/年	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	140	120	m/年	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	250	210	m/年	
	外径が0.7メートル以上1m未満のもの	360	300	m/年	
外径が1m以上のもの	720	610	m/年		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設(鉄道施設・日よけ・アーケード等)		1,200	1,000	m ³ /年	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室 階数が1のもの	近傍類似の時価× 0.004	近傍類似の時価× 0.004	m ³ /年	
	地下街及び地下室 階数が2のもの	近傍類似の時価× 0.006	近傍類似の時価× 0.006	m ³ /年	
	地下街及び地下室 階数が3以上のもの	近傍類似の時価× 0.008	近傍類似の時価× 0.007	m ³ /年	
	上空に設ける通路	950	900	m ³ /年	
	地下に設ける通路	570	540	m ³ /年	
その他のもの	1,200	1,000	m ³ /年		
法第32条第1項第6号に掲げる施設 (屋台・露店)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	19	18	m ² /日	
	その他のもの	190	180	m ² /月	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設ける看板	190	180	m ² /月
		その他の看板	1,900	1,800	m ² /年
	標識	960	810	本/年	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける旗ざお	19	18	本/日
		その他の旗ざお	190	180	本/月
	幕(第7条第4号に掲げる工 用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける幕	19	18	m ² /日
		その他の幕	190	180	m ² /月
	アーチ	車道を横断するアーチ	1,900	1,800	基/月
その他のアーチ		950	900	基/月	
政令第7条第2号に掲げる工作物(太陽光発電設備及び風力発電設備)		1,200	1,000	m ³ /年	
政令第7条第4号に掲げる工 用施設及び同条第5号に掲げる工 用材料(足場・仮囲い)		190	180	m ² /月	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		120	100	m ² /月	
政令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	近傍類似の時価× 0.013	近傍類似の時価× 0.012	m ³ /年	
	上空に設けるもの	近傍類似の時価× 0.018	近傍類似の時価× 0.017	m ³ /年	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	近傍類似の時価× 0.004	近傍類似の時価× 0.004	m ³ /年
		階数が2のもの	近傍類似の時価× 0.006	近傍類似の時価× 0.006	m ³ /年
		階数が3以上のもの	近傍類似の時価× 0.008	近傍類似の時価× 0.007	m ³ /年
その他のもの	近傍類似の時価× 0.026	近傍類似の時価× 0.025	m ³ /年		
政令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	近傍類似の時価× 0.017	近傍類似の時価× 0.015	m ² /年	
	その他のもの	近傍類似の時価× 0.012	近傍類似の時価× 0.011	m ² /年	
政令第7条第10号 に掲げる施設及び 自動車駐車場	建築物	近傍類似の時価× 0.024	近傍類似の時価× 0.022	m ² /年	
	その他のもの	近傍類似の時価× 0.012	近傍類似の時価× 0.011	m ² /年	
政令第7条第11号 に掲げる応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの	近傍類似の時価× 0.017	近傍類似の時価× 0.015	m ³ /年	
	上空に設けるもの	近傍類似の時価× 0.024	近傍類似の時価× 0.022	m ³ /年	
	その他のもの	近傍類似の時価× 0.034	近傍類似の時価× 0.031	m ³ /年	
政令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の時価× 0.026	近傍類似の時価× 0.025	m ² /年	
政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		近傍類似の時価× 0.034	—	m ² /年	